

「愛知県における児童虐待防止の歩み」

愛知県における児童虐待防止の歩み

- 平成6年度 ●親権喪失申立て事件（半田児童相談所）
- 平成7年度 ◎CAPNA設立（10月10日）
- 平成8年度 ●稲沢市2歳女児虐待死事件（1月）
- 平成10年度 ●豊田市幼児虐待死事件（10月）
- 平成11年度 ○本庁児童相談所主管課に専門職員（心理職）を配置（主任専門員）
このことにより、児童相談所の活動をサポートする県庁主管課との密接な連携や体系的な虐待対策の企画ができるようになった。
※平成17年度からは担当グループ主幹（班長）に専門職員配置。
- 平成12年度 =愛知県の虐待対策元年とも言うべき年-----
●藤岡町小5男児折檻死事件（10月）
●虐待防止法施行（11月20日）
●武豊町3歳児餓死事件（12月）※法施行後、全国初の死亡事件
○医療機関用子どもの虐待対応マニュアル作成
○アセスメント・進行管理表の導入
○児童虐待対応弁護士設置
◎CAPNAがNPO法人化
◎日本子どもの虐待防止研究会（J a S P C A N）あいち大会（12月）
をCAPNAが中心となって開催し、愛知県・名古屋市が後援する。
- 平成13年度 ●小牧市クーラーボックス女児死体遺棄事件（13年3月）
○危機児童家庭サポートチーム導入（児相の関係機関ネットワーク）
○教育・保育関係機関用子どもの虐待対応マニュアル作成
○児童虐待対応精神科医設置
○中央児童相談所に児童専門監（常勤医師）を配置。
○児童福祉司の増員
※毎年度増員：平成12年度＝40人→平成20年度＝83人
- 平成14年度 ○全児童相談センター長の専門職化（福祉職・心理職・医師）
○児童虐待対応法医学医師設置
○被虐待児家庭復帰のための保護者指導マニュアル作成
○CAPNA（子どもの虐待防止ネットワークあいち）との協定書締結
○里親支援事業開始
- 平成15年度 ○家族再生のための地域型家族支援マニュアル作成
○虐待防止啓発事業
CAPNAに児童虐待対応関係者向けセミナーを委託。
○情緒障害児短期治療施設（日進市）新設
- 平成16年度 ●児童虐待防止法改正施行（10月1日）
●児童福祉法改正（市町村の役割）
○市町村向けあいち子どもの虐待対応マニュアル作成
○里親サロン、里親ヘルパー制度導入

- 平成 17 年度 ●尾張旭市 5 歳児虐待死事件（12 月）
- アセスメント及び進行管理システムの見直し
（継続ケース用アセスメントシート、オンラインでの管理情報共有など）
 - スーパーバイザーの増員
※福祉司の増員の伴い増員：平成 12 年度 9 人→平成 20 年度 14 人
 - 愛知県版市町村児童相談の手引き作成
 - 一時保護所移転改修（定員 20 人→40 人に）
 - 乳児院（犬山市）新設
乳児院不足を解消するため、県として積極的に補助。
- 平成 18 年度
- 愛知県要保護児童対策協議会設置（県レベルの協議会）
 - 医療機関用・教育機関用マニュアル改訂
（12・13 年度作成のマニュアルを改訂）
 - 乳児院（岡崎市）新設
乳児院不足を解消するため、県として積極的に補助。
- 平成 19 年度 ●虐待防止法改正（H20 年 4 月 1 日施行）
- 被虐待児家族再統合プログラム作成
 - オレンジリボンキャンペーン 2007 実施
 - 県内全市町村に要保護児童対策地域協議会設置完了
- 平成 20 年度
- 春日井児童相談センター開設
人口 105 万人の中央児童・障害者相談センターを分割。
 - 中央児童・障害者相談センターに企画・児童指導課を設置。
 - 福祉事務所・障害者更生相談所を児童相談センターに併合。
児童相談所長が福祉事務所長・更生相談所長兼務。福祉対応の強化。
 - 被虐待児家族再統合プログラム試行実施
試行結果を踏まえマニュアル化し関係機関に配布。その後、マニュアルに基づき、各児相で積極的に家族再統合を実施。
 - オレンジリボンキャンペーン 2008 実施
 - 里親掘り起し事業実施
 - 児童相談所業務支援システム開発
全児相のデータを一括管理。進行管理システムも改良。
 - 一時保護所定員増（40 人→48 人に）
児相の積極的な一時保護対応により一時保護人数が増加して、保護所定員が不足し施設への一時保護委託が増加しているため、暫定的に保護所定員の増を図った。
※根本的な解決のためには、保護所の増設が必要。

愛知県の児童虐待対策

(別添「平成 20 年度児童虐待防止対策事業一覧」参照)

(1) 児童相談所機能強化

- ①児童福祉司の増員 (平成 12 年度 = 40 人 → 平成 20 年度 = 83 人)
- ②スーパーバイザーの増員 (平成 12 年度 9 人 → 平成 20 年度 14 人)
- ③児童心理司の増員 (平成 12 年度 25 人 → 平成 20 年度 31 人)
- ④虐待対応弁護士設置
- ⑤虐待対応精神科医師設置
- ⑥虐待対応法医学医師設置
- ⑦虐待事例について愛知県版アセスメントシートと進行管理システムの使用
平成 12 年度から開始。平成 17 年度に児相継続指導ケースが死亡したことから根本的な見直しを実施。
※平成 21 年度から新たな児童相談所業務支援システム (電算情報システム) を導入し、その中で、児童相談所間のデータ共有も可能とした新たな進行管理システムを実施する。(20 年度システム開発中)
- ⑧被虐待児家族再統合プログラムの実施
平成 19 年度に理論編を作成。20 年度に試行し、結果をマニュアルとしてまとめる。その後は、マニュアルを基に被虐待児家族再統合を積極的に進める。
- ⑨被虐待児家庭復帰支援員設置
児童福祉司や児童心理司を補助する非常勤職員。
- ⑩地方機関再編 (平成 20 年度)
 - ・春日井児童相談センターの新設 (人口 105 万人の中央児相を分割)
 - ・児童相談所に福祉事務所及び障害者更生相談所を併合し、福祉相談センターとして総合的で円滑な福祉対応を可能とする。
 - ・中央児童・障害者相談センターに企画・児童指導課を設置。
児童相談所における研修、企画、統計等々に関する業務を加えた部署として、児童指導課を改編して設置。
- ⑪迅速な対応体制
夜間・休日を問わず、児相に虐待通報があった場合は、児相の代務員等から担当職員に連絡が入り、緊急の対応を行う体制となっている。

(2) 関係機関連携 (ネットワーク)

- ①市町村要保護児童対策地域協議会の設置と県レベルの要保護児童対策協議会の設置
19 年度に全市町村に設置完了。児童相談所は全ての協議会に中心的メンバーとして参加し、連携手順や進行管理方法について確認しあう。(児童相談所管理ケースと市町村管理ケースを整理し進行管理する。)
- ②市町村児童相談体制支援事業 (平成 17 年度)
児童福祉法の改正で市町村が児童相談の第一義的窓口になったことから、児童相談

所が市町村の支援を行う。

②危機児童家庭サポートチーム

要保護児童対策地域協議会以外で児童相談所が関係機関を召集する必要がある場合には、児童相談所を中心にチームを組む。

③関係機関連絡調整会議

各児童相談センター単位で、管内関係機関を集め連絡調整会議を開催する。

④県警少年課との連絡会（毎月1回）

⑤その他の会議：家庭裁判所との連絡会議

(3) 一時保護

①保護所の入所定員を増員（平成12年20人→平成14年度40人→平成20年度48人）併せて職員も増員。

②一時保護所に心理職員（非常勤）を設置。

③一時保護委託支援費

養護施設等に一時保護委託をした場合の支度金相当に要する費用の一部を支援する（県単独）

(4) 施設・里親

①児童養護施設等の整備補助（改築・新設）

平成15年度 情緒障害児短期治療施設（日進市）新設

平成17年度 乳児院（犬山市）新設

平成18年度 乳児院（岡崎市）新設

※施設の不足に対しては、計画的整備（新設・増設）が必要であるが、併せて家族再統合による家庭復帰の推進、より家庭的養護が行える里親委託の推進等の施策が必要。

※老朽化している施設も多いので、入所児童の処遇改善のため順次、改築等を図っていく。

②里親養育援助事業（里親ヘルパー）

登録された里親ヘルパーが、里親の生活支援や相談支援を行う。

③里親養育相互援助事業（里親サロン）

児童相談センター等で開設するサロンで、相互の話し合いや研修等により、養育技術を高める。

④里親委託推進事業

里親委託推進員を児相に配置し、里親への委託推進を図る。各児相の里親担当が集まり、里親委託推進委員会を開催。マニュアルを作成し、円滑な里親委託や委託後の里親支援等を図っている。

（児童担当児相と里親を管轄する児相とでの役割分担や、委託後の定期的訪問、里親委託の基本的考え方等についての内規的な児相職員向けマニュアル作成中。）

⑤里親支援事業

里親への研修の実施。

里親が安心して養育できるよう保険加入費を里親会連合会に補助。

⑥里親掘り起し事業（平成20年度）

里親を募集するための啓発キャンペーンを実施。過去にもシンポジウム等を実施。

⑦身元保証人確保対策事業

児童の就職時の身元保証人、アパートの連帯保証人に、里親や施設長等になった場合に、損害賠償が発生した場合の保険の加入費を補助する。

⑧乳幼児の養子縁組の推進

保護者に戻せる可能性のない乳幼児については、積極的に養子縁組を検討する。

※愛知県の乳児の養子縁組人数は他県に比べて多い。

(5) 啓 発

①オレンジリボンキャンペーン2008

19年度：オレンジリボンキャンペーン2007実施。

過去にはシンポジウム等の啓発を実施実績有り。

②虐待防止マニュアルの作成

マニュアルは関係機関に配布し、研修を実施している。

平成12年度 医療機関用 子どもの虐待対応マニュアル

平成13年度 教育・保育関係機関用 子どもの虐待対応マニュアル

平成14年度 被虐待児家庭復帰のための 保護者指導マニュアル

平成15年度 家族再生のための 地域型家族支援マニュアル

平成16年度 市町村向け あいち子どもの虐待対応マニュアル

平成17年度 愛知県版 市町村児童相談の手引き

平成18年度 医療機関用・教育機関用マニュアル改訂

平成19年度 被虐待児家族再統合プログラムの作成

平成20年度 被虐待児家族再統合マニュアル

③虐待防止啓発事業

CAPNAに、児童虐待対応に関する関係者向けセミナーを委託。

④主任児童委員等研修会

主任児童委員等地域の関係者を対象に児童虐待等の基礎的な知識を習得ための研修会を実施。

(6) その他

児童相談所主管グループだけではなく、母子保健領域（母子保健グループ）においても虐待防止対策が実施されている。（特に予防的対応）

平成 20 年度児童虐待防止対策事業一覧

平成 20 年度予算要求額 63, 101 千円 (平成 19 年度 59,291 千円)

事業名	内容
虐待対応体制強化事業費	愛知県要保護児童対策協議会設置費 児童福祉法 25 条の 2 に基づく要保護児童関係機関の代表者からなる協議会を設置し情報交換等を行う。年間 2 回開催。
	被虐待児家庭復帰プログラム実施・検証事業 19 年度に策定した被虐待児の家庭復帰、家族の再統合等を促進するためのプログラムを各児童相談センターで試行し、プログラムの有効性、問題点等を把握し、改良を加え、より実践的で効果の高いマニュアルを作成する。
	いじめ・児童虐待対策関係機関連絡調整会議 各児童相談センターごとに、管内関係機関との連絡調整会議を開催し、ネットワークを強化する。
	事業費 主任児童委員等研修会 主任児童委員等地域の関係者を対象に児童虐待等の基礎的な知識を習得するための研修会を実施する。
	児童虐待対応弁護士設置費 児童虐待の危機介入時の法的なバックアップ等を行う弁護士を配置する。キャプナ弁護団に委託する。
	被虐待児家庭復帰支援員設置費 改 児童相談センターに、児童福祉司等と協力して被虐待児童の家庭復帰を支援するための業務を行う支援員を配置する。
	サポートチーム設置費 児童相談センターを中心に関係機関の実務担当者がサポートチームを組み、協働して対応する。
	児童虐待対応法医学専門医師設置費 虐待の判断を適切に行うために法医学的見地から診断・アドバイスを行う法医学専門医師 (謝金) を配置する。
	児童虐待対応精神科医師設置費 虐待を行った保護者等に対してカウンセリングを行う精神科医師 (非常勤嘱託) を配置する。
	一時保護所心理職員設置費 一時保護所に心理職員 (非常勤職員) を配置し、心理的ケアを行う。
	一時保護委託施設支援費 施設へ一時保護委託した際の支度金相当に要する費用の一部を支援する。
啓発	虐待防止啓発事業費 (NPO との連携) 専門的知識やノウハウを持つ NPO に児童虐待対応に関する関係者向けセミナー等を委託実施する。 ○地域関係者セミナー (保育所・幼稚園、学校等) ○市町村関係者セミナー (市町村担当職員)
	オレンジリボンキャンペーン 2008 一般県民を対象に、児童虐待防止のシンボルである「オレンジリボン」の普及・啓発キャンペーンを行う。
里親支援等	里親支援事業 児童を家庭的な環境の中で養育するため里親の研修を行う。
	里親委託推進事業 児童相談センターに里親委託推進員を配置し、里親への委託を推進する。
	里親養育援助事業 児童相談センターに登録した者を里親からの援助の求めに応じて派遣し、生活支援や相談支援を行う。
	里親養育相互援助事業 里親が児童相談センターに集い、児童福祉司 OB 等の援助のもとに子どもの養育について話し合い、里親自身の養育技術等の向上を図る。
	里親掘り起こし事業 新 里親制度に関する啓発キャンペーン (講演等) を行い、新規里親の掘り起こしを図る。
	身元保証人確保対策事業費 新 保護者のいない児童等が就職、進学等する際に施設長等が身元保証人になった場合の損害補償契約の保険料を補助する。
	家庭支援相談事業「365 日子ども・家庭 110 番」 子どもを持つ家庭の悩みや問題等に関する電話相談を実施。実施日：1 年を通して毎日 実施時間：9:00~17:00)
	見守り訪問員養成事業費 廃止

○その他関連事業

事業名	内容
児童養護施設整備費補助金 新	児童養護施設 (平安寮 定員 70 人) の老朽化に伴う移転改築に補助する。
児童相談所児童記録システム開発費 新	一人一台パソコンにより入力し、全児相のデータを一元管理する児童記録システムを新たに開発する。

○地方機関の再編

「春日井児童相談センター」を新設。これにより、平成 20 年度から県内の児童相談センターは 10 か所となる。

○児童相談センターの専門職員の充実

スーパーバイザー 1 名増 (13 人→14 人 春日井児相含) 児童福祉司 9 人増 (74 人→83 人 春日井児相含) 児童心理司 2 人増 (29 人→31 人 春日井児相含)

○一時保護所の定員増

8 人増 (40 人→48 人) 併せて職員体制を充実 (正規 4 人増 (17 人→21 人) 嘱託 3 人増 (4 人→7 人) 夜間代務員 1 人増 (2 人→3 人))

① 里親委託・施設入所児童数 表1から

里親委託	養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立 支援施設	乳児院	総数
2,454人 6.4%	30,416人 79.4%	768人 2.0%	1,657人 4.3%	3,023人 7.9%	38,318人 100.0%

② 年齢別児童数 表2から 全児童数に対する0歳児+1歳児の委託・入所割合

里親委託	587人 (1.5%)	乳児院	2,964人 (7.7%)
------	-------------	-----	---------------

③ 委託・入所経路別児童割合 表4から

	総数	家庭から	乳児院から	養護施設から	里親家庭から	その他
里親委託児	2,454人 100.0%	851人 34.7%	799人 32.5%	581人 23.7%	78人 3.2%	145人 5.9%
乳児院児	3,023人 100.0%	2,280人 75.4%	48人 1.6%	* *	5人 0.2%	690人 22.8%

④ 養護問題発生理由別児童数 表11から 比率%順

里親委託児	養育拒否 19.9%	母行方不明 12.2%	母の放任・怠惰 7.5%	棄児 6.2%	母親精神疾患等 6.0%	
乳児院児	母親精神疾患等 14.6%	両親の未婚 12.0%	養育拒否 7.7%	経済・破産等 7.7%	母の就労 6.1%	参考：棄児 2.2%

⑤ 委託・入所時の保護者の状況別児童数 表12-1から

	両親ともいない	両親とも不明	不詳	小計
里親委託児	290人 11.8%	199人 8.1%	302人 12.3%	791人 32.2%
乳児院児	47人 1.6%	84人 2.8%	336人 11.1%	467人 15.5%

⑥ 児童の今後の見通し 表14-1から

	保護者・親族宅へ	自立まで養育継続	養子縁組・里親委託
里親委託児	361人 14.7%	1,207人 49.2%	697人 28.4%
養護施設児	10,455人 34.4%	17,199人 56.5%	420人 1.4%

⑦ 児童の今後の見通し 表14-2から

	保護者・親族宅へ	乳児院・養護施設継続	養子縁組・里親委託
乳児院児	711人 23.6%	1,850人 61.2%	295人 9.8%

愛知県分 新生児養子縁組(里子委託)・統計 アンケート調査・年度別集計表

{注：この調査の新生児は、生後4週間未満の乳児。}

年度	総数	新生児の性別		出産前からの相談		上段 下段																			里親と初対面時の新生児の生後日齢・日目 里親家庭へ新生児を引き取った日齢・日目								
		男	女	有	無	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21~25	26~30	31~	?			
6年度	6人	2	4	3	3		1	1		1		2						1														1	
7年度	5人	2	3	3	2		1	1				2						1															
8年度	3人	2	1	1	2				1									1	1														
9年度	4人	3	1	1	3		1		1				1	1	1									1							1		
10年度	3人	1	2	2	1		1					2																					
11年度	5人	5		2	3	1			2		1		1	1			1																
12年度	10人	5	5	6	4	3	4	1	1	1		2	1	2	1						1							1		1			
13年度	8人	6	2	6	2	1		3	2	2		1	2	2					1	1													
14年度	9人	3	6	6	3	3	1	4				2	2	2					1										1		1		
15年度	8人	1	7	4	4	2		1	3			1	2	1			1				1	1		1									
16年度	11人	1	10	6	5			3		1				1		1													1	1	1		
総計	72人	31	41	40	32	10	10	15	10	6	1	6	1	1	1	4	1	2	2													2	
							1		1		5	16	10	6	4	1	2	5	2	3	1	2	2	2	1	3	3	1					

{本表の作成年月日：平成17年7月15日現在、特別養子縁組認容=69件、却下=1件、家裁申立中2件。} 作成者：社会福祉士 矢満田 篤二

